

帰宅困難者支援（受入）施設の開設・運営に関する協定のひな形は以下のとおりです。  
詳細は区と協議の上、決定します。

### 災害時における帰宅困難者支援に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、乙が所有し、管理する施設を災害時に利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、公共交通機関が運行を停止したこと等により、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）を支援し、受け入れる施設（以下「支援（受入）施設」という。）を乙が提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 支援（受入）施設の対象は、次の施設とする。

- （1）所在地 渋谷区●●●●
- （2）名称 ●●●●
- （3）概要

| 一時収容<br>(休憩) 場所 | 受入場所   | 面積    | 人数   |
|-----------------|--|-------|------|
|                 | ●階 ●●●●  | ●●●●㎡ | ●●●人 |
| 備蓄保管場所          | ●階 ●●●●  | /     |      |
| 備蓄品             | 水：●●●リットル<br>乾パン：●●●食<br>アルミブランケット：●●枚<br>簡易トイレ：●●●個 |       |      |

（支援の内容等）

第3条 乙は、支援（受入）施設の安全性を確認後、帰宅困難者に対する支援の準備が整い次第、次に掲げる事項について、可能な範囲の支援を行うものとする。

- （1）一時収容（休憩）場所の提供（別紙平面図のとおり）
- （2）トイレの提供

- (3) テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報、地図等による帰宅可能な道路に関する情報等の提供
  - (4) 誘導等案内
  - (5) 飲料、食料等の提供
- 2 前項の支援を行う期間は、発災後3日間とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に支援を要請することができる。

#### (支援の開始)

- 第4条 乙は、支援を開始するときは、受入場所、受入可能人数、支援の内容等を電子メール等により甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに乙の通知した受入場所、受入可能人数、支援の内容等を渋谷区防災ポータル（渋谷区公式サイトにおける防災情報発信のためのページをいう。）等で周知するものとする。
- 3 乙は、通信の途絶等の事由により、第1項の規定による通知を行うことができないときは、当該通知ができるようになるまでの間、状況に応じ乙の判断で、可能な範囲において支援を実施することができるものとする。この場合において、乙は、乙の判断で、支援を縮小し、又は中断することができるものとする。
- 4 乙の支援が開始されていない場合において、甲は、帰宅困難者に対する支援が必要と認めるときは、乙に対し、前条第1項に規定する支援の実施を要請することができる。

#### (情報共有体制の確保)

- 第5条 甲及び乙は、帰宅困難者の滞留状況、受入状況、地域の情報等（以下「帰宅困難者等の情報」という。）について、電子メール等により逐次共有に努めるものとする。
- 2 乙は、甲の問合せを待たずに、帰宅困難者等の情報を逐次甲に提供するものとする。

#### (経費の負担)

- 第6条 第3条第1項の規定による支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

#### (損害補償)

- 第7条 この協定に基づく支援に従事した者が、当該支援遂行中に事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）に基づき、これを補償するものとする。

#### (平常時の周知連携)

- 第8条 甲及び乙は、第2条に規定する施設が支援（受入）施設となっていることを近隣事業者及び住民に周知するものとする。
- 2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換、訓練の実施等の連携強化に努めるものとする。

#### (有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義は、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者区長 長谷部 健

乙